

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月 5日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 出 崎 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月20日 午前 9時00分から 令和 7年11月27日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月 3日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月11日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 7年12月 4日 午前 9時20分から 令和 7年12月 8日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月 5日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 足立区鹿浜六丁目 | |
| | 地 番 | 27 番 10 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 43.25 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 足立区鹿浜六丁目 | |
| | 地 番 | 27 番 17 | |
| | 地 目 | 公衆用道路 | |
| | 地 積 | 9.30 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | 足立区鹿浜六丁目 27 番地 10 | |
| | 家屋 番号 | 27 番 10 の 2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 24.84 平方メートル |
| | | 2 階 | 25.87 平方メートル |
| | | 3 階 | 17.52 平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 24.84 平方メートル |
| | | 2 階 | 25.87 平方メートル |
| | | 3 階 | 約 17 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月29日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 出 崎 恵

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

Aが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 足立区鹿浜六丁目
 地 番 27 番 10
 地 目 宅地
 地 積 43.25 平方メートル

- 2 所 在 足立区鹿浜六丁目
 地 番 27 番 17
 地 目 公衆用道路
 地 積 9.30 平方メートル

- 3 所 在 足立区鹿浜六丁目 27 番地 10
 家屋 番号 27 番 10 の 2
 種 類 居宅
 構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建
 床 面 積

1 階	24.84 平方メートル
2 階	25.87 平方メートル
3 階	17.52 平方メートル

 (現況)
 床 面 積

1 階	24.84 平方メートル
2 階	25.87 平方メートル
3 階	約 17 平方メートル



令和 7年 (ケ) 第161号
令和 7年 6月 9日受理
令和 7年 7月 15日提出
(評価人 岡村淑子)

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所
執行官 平 良 栄 一 郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 足立区鹿浜六丁目
 地 番 27番10
 地 目 宅地
 地 積 43.25平方メートル
- 2 所 在 足立区鹿浜六丁目
 地 番 27番17
 地 目 公衆用道路
 地 積 9.30平方メートル
- 3 所 在 足立区鹿浜六丁目27番地10
 家屋 番号 27番10の2
 種 類 居宅
 構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき3階建
 床 面 積

1階	24.84平方メートル
2階	25.87平方メートル
3階	17.52平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都足立区鹿浜六丁目27番3号		
土地	物件1. 2		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☒ 公衆用道路(物件2) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件1の土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 3階 約17平方メートル(約0.52平方メートル減築)		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある — { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

占有者及び占有権原 (物件 3 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人 (■B (同居者) ☐ ()) の陳述/■提示文書 (賃貸借契約書) の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和 4年 8月12日	
最初の 契約等	契約日	令和 4年 7月26日	
	期間	令和 4年 8月12日から ■令和 6年 8月11日まで 2年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		■合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	令和 6年 8月12日から ■令和 8年 8月11日まで 2年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等 当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金 135,000 円 (毎月末日限り 翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ■ある (■敷金 135,000円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (賃借人Aの同居者)	私は、Aの同居人になります。 本件建物は、Aが住居として使用しています。 本件建物の賃貸借関係については、提示した賃貸借契約書のとおりで間違いありません。 契約の更新については、更新料は支払っていますので、賃貸借契約は正式に更新されたと思っていますが、株式会社東陽ハウジングからは更新契約書等は送られてきていません。 現在、家賃については、建物所有者の管財人から連絡があり、現在は、管財人に対して支払っています。 本件建物では、猫を飼っています。 本件建物に不具合等はありません。 (令和7年7月3日面接聴取)

執 行 官 の 意 見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有状況については、関係人の陳述、次に掲げた理由及び現場の状況から、本件建物は、占有者Aが住居として使用し占有しているものと認定した。
 - (1) 同居人Bから提示された賃貸借契約書
 - (2) ライフライン調査の結果
 - (3) 室内に占有者以外の者の占有の徴表となるものが見受けられないこと。なお、破産管財人から提出された回答書には、本件建物は建物所有者と株式会社東陽ハウジングとのサブリース契約であるとの記述があるが、建物占有者Aの締結した賃貸借契約書をみると、株式会社東陽ハウジングは貸主代理として本件建物の賃貸借契約を締結していることから、本件建物は、建物所有者と占有者Aとの間の賃貸借契約と認められる。
- 3 評価人の調査によれば、物件1の土地に西側で接する道路は私道で建築基準法42条1項5号道路とのこと
- 4 以上の調査結果から、2枚目、3枚目記載のとおり報告する。

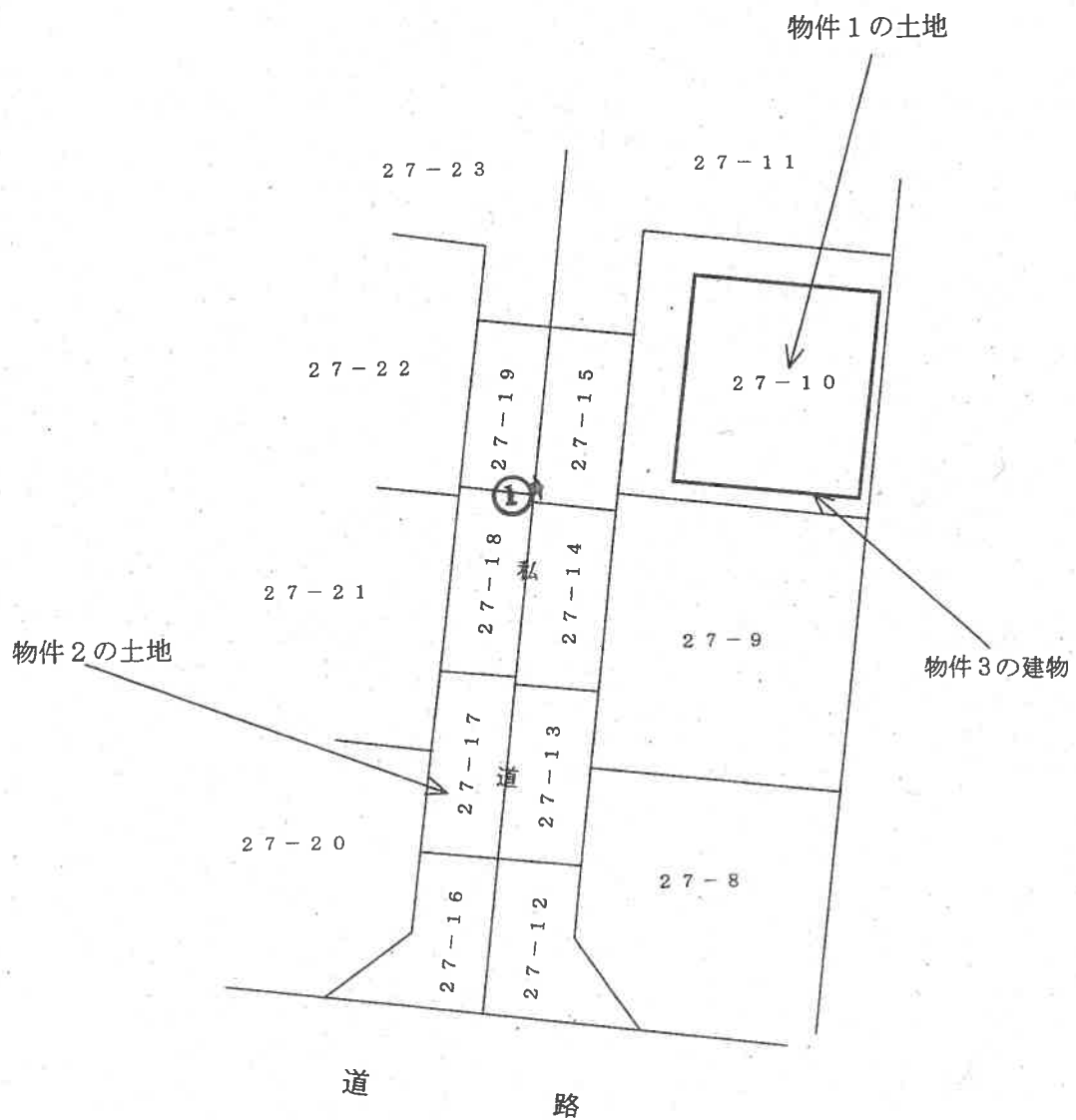
以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年6月10日 : : - :	当庁 (郵便)	■ ライフライン調査
7年6月24日 10:50-11:00	当庁 (郵便) 物件所在地	■ 破産管財人に対し占有権原に関する照会書送付 ■ 物件確認 ■ 物件調査 ■ 占有調査 ■ 写真撮影 ■ 建物使用者に対し通知書及び占有権原に関する照会書差置
7年7月3日 8:50-9:25	物件所在地	■ 物件確認 ■ 物件調査 ■ 占有調査 ■ 写真撮影 ■ 図面作成 ■ 評価人同行 ■ Bから面接聴取
年 月 日 : : - :		
年 月 日 : : - :		
年 月 日 : : - :		
年 月 日 : : - :		
(特記事項) ■ 令和 7年 7月 3日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 (写真3葉添付)		

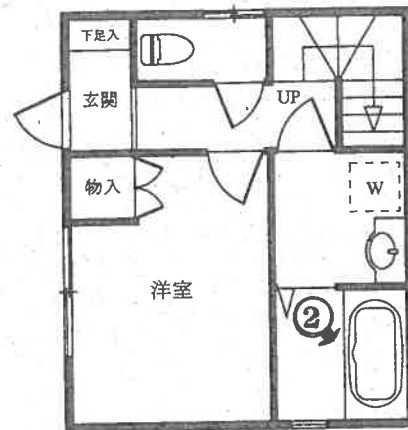
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

(土地建物位置関係図)

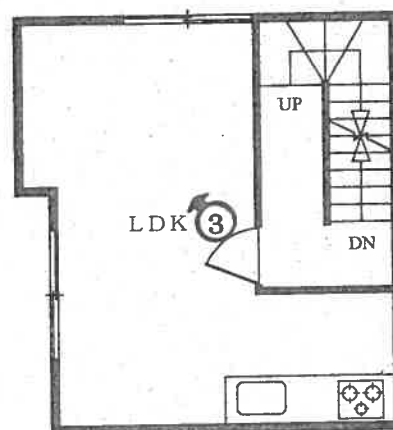
令和7年(ケ)第161号



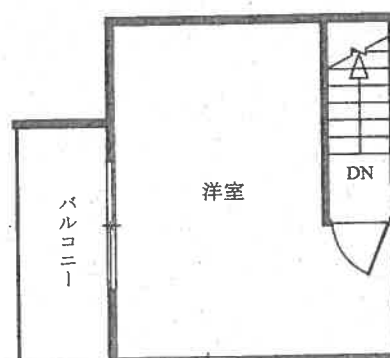
写真撮影位置と方向



1 階



2 階



3 階

現況床面積 約17㎡

←○: 写真撮影位置と方向



1



2



3

令和7年(ケ)第161号
令和7年7月3日 現地調査
令和7年7月18日 評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 岡村 淑子

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 14,780,000円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2,200,000 円
物件 2 (土地)	金 80,000 円
物件 3 (建物)	金 12,500,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		
3	次頁物件目録記載のとおり		住居表示:足立区鹿浜6-27-3 床面積:3階 約17㎡
番号	特 記 事 項		
-	なし		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 足立区鹿浜六丁目 |
| | 地 番 | 27 番 10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 43.25 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足立区鹿浜六丁目 |
| | 地 番 | 27 番 17 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 9.30 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 足立区鹿浜六丁目 27 番地 10 |
| | 家屋 番号 | 27 番 10 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 24.84 平方メートル
2 階 25.87 平方メートル
3 階 17.52 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～2）

位置・交通	日暮里・舎人ライナー「西新井大師西」駅の北西方約1.2km（道路距離、徒歩約15分）、足立区鹿浜6丁目27番街区に位置する。 （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	一般住宅、アパート、作業所等が混在する住宅地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60%（指定） 200%（指定） 準防火地域 第2種高度地区、日影規制等
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	物件1：43.25㎡、物件2：9.30㎡ 物件1：長方形、物件2：帯状 物件1宅地：間口約4.1m、奥行約6.3m ほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	物件1は西側で物件2を含む幅員約4m舗装私道（建築基準法第42条1項5号該当）にほぼ等高に接面する中間画地。	
土地の利用状況等	物件1：物件3建物の敷地等として利用されている。 建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。 物件2：幅員約4m私道（建築基準法第42条1項5号該当）の一部として利用されている。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり。但し物件1内にはガスの引込みは無く、地上建物では灯油を使用とのこと。灯油システムの詳細は不明である。 あり ※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っていることをいう。「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認出来ない場合をいう。
特記事項	・足立区ハザードマップによると洪水・内水氾濫浸水想定区域にある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	令和1年6月9日新築 約6年 約19年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備	木造合金メッキ鋼板ぶき3階建 サイディング等 ビニールクロス等 ビニールクロス等 フローリング等 キッチン・浴室・トイレ等
床面積(現況)	1階 24.84㎡、2階 25.87㎡、3階 約17㎡ 延 約67.71㎡	
現 況 用 途 等	現況用途 間 取 り	居宅 2LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る。	
建物の利用状況	A が令和 4 年 8 月 12 日から 2 年間、賃料月額 135,000 円、敷金 135,000 円で賃借し、居宅として利用している。	
特 記 事 項	・室内で猫を飼育している。 ・ガスの引込みはなく、灯油を利用しているとのことである。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格等 (円) カ
	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	223,000	×1.00	×43.25	×0.95	=9,160,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。
なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況(間口、奥行、規模等)が標準的な中間画地を想定している。

地価公示 足立-30

$$\begin{aligned}
 & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\
 & 257,000 \text{ 円/㎡} \times 103/100 \times 100/103 \times 100/115 = 223,000 \text{ 円/㎡} \\
 & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

時 点 修 正：価格時点から評価日までの推定変動率である。

標 準 化 補 正：公示地は角地である。

地 域 格 差：公示地の所在地域は、対象地域に比して街路条件、環境条件等に優れると判定した。

イ 個 別 格 差：なし。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮して判定した。

② 物件2（土地）

目的土地の更地価格等を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	道路 価値率 エ	更地価格等 (円) カ
	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
2	223,000	×1.00	×9.30	×0.05	=100,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：前頁①と同様にして223,000円/㎡と判定した。

イ 個別格差：なし。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 道路価値率：当該道路の性質等を考慮して判定した。

③ 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
3	200,000	× 67.71	×0.68	= 9,210,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：現況数量による。

ウ 現価率：経過年数約6年、経済的残存耐用年数約19年、観察減価率 10%（建物の状況等を考慮した。）
耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 19年 ÷ (6年 + 19年) × (1 - 0.1) = 0.68 (第3位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	9,160,000	×0.7	法定地上権	= 6,410,000

ア 建付地価格：前記1①カ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等価 格の控除及び 加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) カ
1	(9,160,000	－6,410,000)		×1.0	×0.8	=2,200,000
2	100,000			×1.0	×0.8	=80,000
3	(9,210,000	+6,410,000)	×1.0	×1.0	×0.8	=12,500,000
一括価格（合計）						14,780,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：なし。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示 足立-30

所 在：東京都足立区鹿浜6丁目10番21 「鹿浜6-10-15」

価 格：257,000円／㎡

位 置：「西新井大師西」駅 道路距離1.2km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：99㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：東側6m区道、北側道

用途指定等：第1種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%、準防火地域

地域の概要：一般住宅のほかに作業所が混在する住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

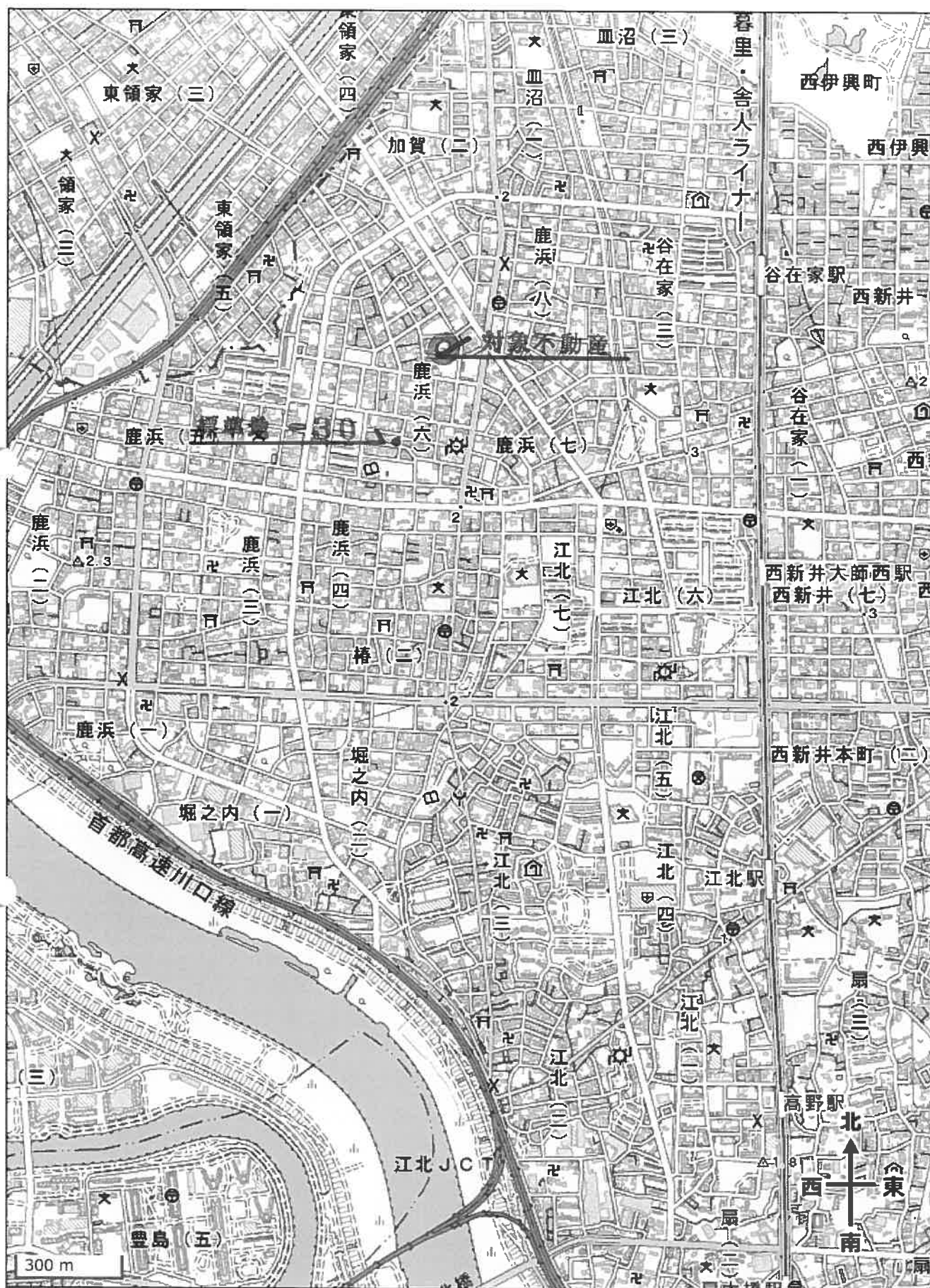
建物図面・各階平面図写（A3をA4に縮小）

以 上

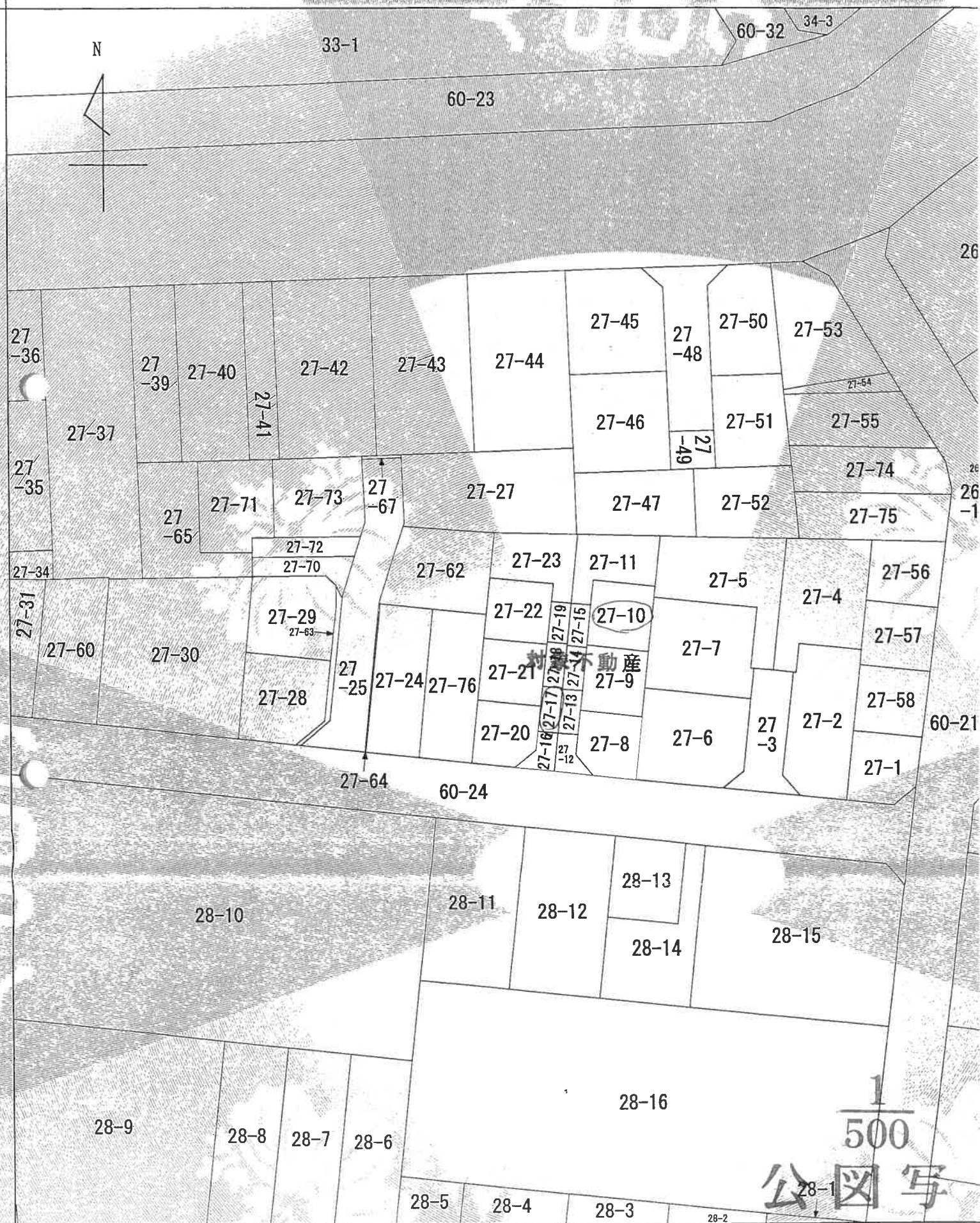
令和7年7月18日

評価人 不動産鑑定士

岡村 淑子



26-14



28-1 公 司 写

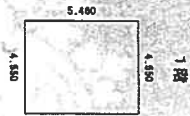
注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

登記年月日：令和1年6月17日

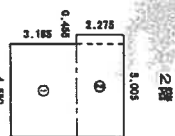
これは図面に記載されている内容を確認し、証明した書面である。
令和7年3月10日 東京法務局城北出張所 登記官

各階平面図

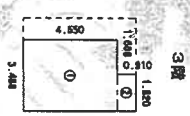
家屋番号	27番10の2	建物図面
建物の所在	足立区鹿浜六丁目27番地10	



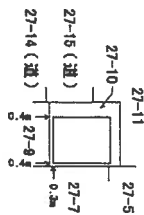
1階
4.550
5.480
求積表
 $4.550 \times 5.480 = 24.843000$
合計 24.843000
床面積 24.84 m²



2階
4.550
5.480
求積表
 $4.550 \times 3.185 = 14.491750$
 $5.005 \times 2.275 = 11.386375$
合計 25.878125
床面積 25.87 m²



3階
4.550
5.480
求積表
 $3.498 \times 4.550 = 15.870400$
 $1.820 \times 0.910 = 1.658200$
合計 17.528600
床面積 17.52 m²



作成者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------